



## Q122. 身体障害者手帳ってというのは？



### A. 身体に障がいのある人に公布されるんだ。

3種類ある障害者手帳のうち、身体に障がいのある人に公布されるものを「身体障害者手帳」というんだ。

手帳を持つ人に対して、さまざまなサービスがあるので、生活の幅や社会参加へのハードルが下がることもあるよ。

でも手帳の取得は任意で、障がいを持っているなら必ず申請しなければいけないものではないんだ。

[身体障害者福祉法](#)を根拠とする手帳で、身体に障がいのある方の自立や社会活動への参加を促し、サポートすることを目的として作られたんだよ。

視覚の障がい・聴覚や平衡機能の障がい・音声、言語、咀嚼機能の障がい・肢体不自由・心機能障害、腎機能障害、呼吸器の機能の障がい・膀胱や直腸の機能の障がい・小腸の機能の障がい・HIV免疫機能の障がい・肝臓の機能の障がい

これらの11の障がい申請の対象になるよ。

加えて、1級から7級まで障害等級に区分されていて、数字が小さくなるほど障がいの程度が重いんだ。

手帳の申請には、身体障害者福祉法第15条の指定を受けている医師の診断書・意見書が必要なので、障害福祉担当窓口で相談するか、かかっている医師に確認してみることだね。

書式もこの窓口でもらうことができるよ。

原則として更新はないけれど、障がいの状態が軽減されるなどの変化が予想されるときは、一定期間を挟んで再認定が実施されることもあるよ。

さて、診断書と意見書を書いてもらったら、再度窓口に行って、必要な書類を書いて申請するんだ。

15歳未満の場合は保護者が、15歳以上なら本人が申請することになるよ。

平成28年1月からマイナンバー制度が開始したので、申請時に個人番号(マイナンバー)や身元が確認できる書類が必要になったんだ。

手帳には、マイナンバーは載らないけどね。

持つことのメリットとデメリットについても説明しておくよ。

メリットとしては、就職のときに障がいのある人の特別雇用枠である「障害者雇用枠」へ応募することができるし、さまざまな配慮を受けながら働くことができる。

就職時のサポートの幅も広がるだろうね。

障害等級で変わってくるので確認が必要だけど、医療費の助成や公共料金の割引、携帯電話の割引、補装具にかかる費用の助成なども受けることができるかもしれないよ。

国税では、所得税・相続税・贈与税などが優遇されて、全国一律で控除額が決まっているよ。  
地方税では、自動車税や軽自動車税が割引や免除される場合があるようだね。  
各都道府県や市町村に問い合わせてみなければいけないけれど。

デメリットはというと、周囲の人からの偏見かもしれないね。  
でも、持っていることに関しては開示する必要もないし、自分から言い出さない限り手帳を持っていることは他からは解らないよ。

持っていることに対しての、自分の気持ちの苦しさはあるかもしれない。  
持つということは認める、ということと同義だから。  
必要なときだけ活用して、必要のないときはしまっておくのも一つの方法だし、「必要なサービスを受けるためのツール」という気持ちで割り切ることができるかもしれない。

持つか持たないかは、自分で決めるべきことなのかもしれないね。

## [《MENU》](#)

[《事業所を変えてもいいの？》](#)

[《障害者総合支援法ってというのは？》](#)

放課後等デイサービス支援事業  
Support Project of  
Day-service for After-school  
At Kyoto

2023-01-30 掲載